

特定（介護予防）福祉用具販売運営規程

（事業の目的）

第 1 条 一般社団法人わんだふるーライフが運営する福祉用具 エルサ（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を 確立するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

（指定特定福祉用具販売等の運営方針）

- 第 2 条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業を実施するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、各市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等（以下「関係機関」という。）との綿密な連携を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具等」という。）選定の援助、調整等を行ったうえで、特定福祉用具等を販売し、利用者の日常生活の便宜を図るとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。
- 3 前項のほか、「栃木県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（令和 3 年栃木県条例第 23 号）及び「栃木県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（令和 3 年栃木県条例第 24 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

事業所名称	福祉用具 エルサ
介護保険指定事業所番号	0971301874
事業所所在地	栃木県那須塩原市東赤田 321 番地 1221 号
管理者氏名	岸 友和
連絡先	TEL：0287-48-6265 FAX：0287-48-6033

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者：1名

事業所における従業者の管理、指定特定福祉用具販売等の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定特定福祉用具販売等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 福祉用具専門相談員：常勤換算2名以上

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売計画又は特定介護予防福祉用具販売計画を作成する。また、指定特定福祉用具販売等の提供に当たり、当該計画に基づき、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具等に関する情報提供並びに特定福祉用具等の点検、使用方法の指導その他必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 福祉用具貸与事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日	月曜日から金曜日（但し、国民の祝日、12月29日から1月3日を除く。）ただし、必要に応じて、国民の祝日、土、日曜日も営業を行う。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分

(通常の事業の実施地域)

第6条 事業所が提供する福祉用具貸与の通常の事業の実施地域は次の通りとする。

事業所の通常の事業実施地域	那須塩原市、大田原市、那須町、矢板市
---------------	--------------------

(福祉用具販売等の提供方法及び取扱種目)

第7条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状態若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、当該特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づいて相談に応じ、文書により特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具等の販売に係る同意を得るものとする。

3 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し必要な点検を行うものとする。

4 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）

に指定特定福祉用具販売等が位置付けられている場合は、当該計画に特定福祉用具等が必要な理由が記載されるように指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。

5 事業所で取り扱う特定福祉用具等の種目は次の通りとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 入浴補助用具
- (3) 自動排泄処理装置の交換可能部分
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分

貸与販売選択制種目

- (1) 固定用スロープ（可搬型は除く）
- (2) 歩行器（歩行車は除く）
- (3) 単点杖（松葉杖は除く）
- (4) 多点杖

（販売費用の額その他の費用の額等）

第8条 指定特定福祉用具販売等の額は、事業所内に備え付ける目録に記載された額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、1km当たり50円とする。

3 特定福祉用具等の搬入に特別な措置を要する場合は、その要する経費について、実費を徴収するものとする。

（事業提供に当たっての留意事項）

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供を行う際には、その者の被保険者により受給資格やその内容（設定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。

3 指定特定福祉用具販売等の提供を行う従業者は、常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い従業者が感染源となることを予防する対策を講じるものとする。

2 福祉用具貸与事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めることとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げ

る措置を講ずるものとする。

- イ) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ロ) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ハ) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（秘密保持等）

- 第 1 1 条 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当該事業所の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、利用者の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等が必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はその家族等の個人情報を用いるものとする。

（事故発生時の対応）

- 第 1 2 条 事業所は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び介護支援専門員、または地域包括支援センター並びに市町村等に連絡するとともに、必要な指値を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を調査、解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
- 3 事業所の過失により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を含めて適切な対応を行うものとする。
- （当事業所は、三井住友海上火災保険株式会社と、福祉事業者総合賠償責任保険契約を結んでいます。）

（苦情処理等）

- 第 1 3 条 事業所は、提供した当該福祉用具貸与に係る利用者及びその家族等からの相談及び苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

【事業所の窓口】 苦情受付担当者 岸 友和	所在地 栃木県那須塩原市東赤田 321 番地 1221 号 電話：0287-46-6265 FAX：0287-48-6033
【公的団体の窓口】	所在地 栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号

栃木県国民健康保険団体連合会	栃木県本町合同ビル 6 階 電話：028-643-2220 FAX：028-643-5411
【市区町村（保険者）の窓口】 那須塩原市 高齢福祉課 高齢福祉係 ※各市区町村にも窓口があります。	所在地 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2 電話：0287-62-7137 FAX：0287-63-8911
【市区町村（保険者）の窓口】 大田原市高齢者幸福課介護サービス係 ※各市区町村にも窓口があります。	所在地 栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号 電話：0287-23-8678
【市区町村（保険者）の窓口】 矢板市健康保健福祉部高齢対策課 ※各市区町村にも窓口があります。	所在地 栃木県矢板市本町 5 番 4 号 電話：0287-43-2896
【市区町村（保険者）の窓口】 那須町保健福祉課介護保険係 ※各市区町村にも窓口があります。	所在地 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3 番 13 号 電話：0287-72-6910

- 2 事業所は、その提供した福祉用具貸与に関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

イ）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

ロ）虐待防止のための指針の整備

ハ）虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

ニ）上記措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に関する責任者	管理者：岸 友和
虐待防止に関する担当者	管理者：岸 友和

ホ）その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高

齢者を現に養護する者）による虐待を把握した場合は、迅速かつ適切に、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の原則禁止）

第15条 事業所は、福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 事業者は、適切な福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第18条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する福祉用具販売等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、当該福祉用具販売の提供の完結した日から5年間保存するものとする。

（1）福祉用具販売計画及び介護予防福祉用具販売計画

（2）提供した具体的なサービス内容等の記録

（3）利用者に関する市町村への報告等の記録

- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。